

I 法人の概要

1 設立年月日

昭和 55 年 11 月 1 日

2 定款に定める目的（定款第 3 条）

この法人は、水産動物等の種苗生産、育成及び放流に関する事業を行い、もって栽培漁業の推進と水産資源の維持増大を図り、広島県漁業の振興に資することを目的とする。

3 定款に定める事業（定款第 4 条）

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・水産動物等の種苗生産、育成及び放流
- ・栽培漁業及び水産資源の維持増大に関する技術の開発並びに知識の普及啓発
- ・その他前条の目的を達成するために必要な事業

4 所管官庁に関する事項

広島県

5 会員の状況

種 類	当期末会員数	前期末比増減	摘 要
正 会 員	107会員	0会員	県・市町24, 連合会・漁業団体83
賛助会員	4会員	0会員	漁業団体
合 計	111会員	0会員	

6 主たる事務所

広島県竹原市高崎町字西大乘新開 185 番地の 12

7 役員に関する事項

- (1) 任期 令和元年5月31日～令和3年度通常総会開催日
 (2) 役員内訳 理事定数 16人 在職16人(理事長以外は非常勤)
 監事定数 3人 在職 3人(非常勤)

(当期末現在)

役 職	氏 名	現 職	摘 要
理 事 長	宮林 豊	一般社団法人広島県栽培漁業協会理事長	
副理事長	今榮 敏彦	竹原市長	
副理事長	山本 勇二	広島県漁業協同組合連合会代表理事会長	
理 事	森川 家忠	広島県議会議員	
〃	明岳 周作	江田島市長	
〃	高田 幸典	大崎上島町長	
〃	上仲 孝昌	広島県農林水産局長	R3. 3. 31 辞任
〃	大原 秀朗	広島市経済観光局農林水産部長	
〃	吉本 正秀	呉市産業部農林水産担当部長	R2. 6. 30 就任 R3. 3. 31 辞任
〃	藤井 信行	福山市経済環境局経済部長	R2. 6. 30 就任 R3. 3. 31 辞任
〃	辻駒 健二	広島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	
〃	樋口 元武	深江漁業協同組合代表理事組合長	
〃	吉川 宏夫	下蒲刈町漁業協同組合代表理事組合長	
〃	山本 正直	吉和漁業協同組合代表理事組合長	
〃	渡邊 冬彦	横島漁業協同組合代表理事組合長	
〃	福本 悟	公益財団法人広島県漁業振興基金理事長	
監 事	箕野 博司	北広島町長	R2. 6. 30 就任
〃	米田 輝隆	広島県信用漁業協同組合連合会代表理事会長	
〃	田坂 昇	尾道市産業部長	R2. 6. 30 就任

8 職員に関する事項

(1) 異動状況

採用 令和2年11月 1日 パートタイム職員1名
 令和2年11月11日 パートタイム職員1名

退職 令和2年10月31日 パートタイム職員1名
 令和2年12月31日 嘱託員 1名, パートタイム職員1名
 令和3年 3月31日 業務推進部長(県の派遣職員) 1名

(2) 職員数

(単位:人)

職員数	当 期 末					計
	県派遣職員	プロパ-職員	嘱託員	パートタイム職員	エルダ-職員	
管理部	0	1	1	0	1	3
業務部	1	8	3	6	8	26
合 計	1	9	4	6	9	29

II 事業の概要

1 事業の実施概要

一般社団法人広島県栽培漁業協会の定款に定める目的を達成するため、各事業を実施した。広島県から指定を受けている広島県栽培漁業センターの指定管理者（指定期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）として、通常の魚介類の種苗生産事業に加えて、広島県からの委託によるガザミ、カサゴ、オニオコゼ及びキジハタを重点魚種とする種苗増産事業を実施した。また、広島県と広島市との連携による種苗生産の役割の検討や、香川県との契約に基づく種苗の等価交換を実施した。

受託生産事業では、キジハタ採卵技術開発等試験事業を尾道市ほか関係団体からの委託と公益財団法人広島県漁業振興基金の助成を受けて実施した。

種苗生産技術開発事業では、各魚種の安定的な種苗生産を図りつつ、より効率的な種苗生産を行うための技術開発等を行うとともに、他機関との技術交流や情報交換等を実施した。

放流・栽培漁業啓発事業では、中間育成や放流に関する指導啓発などを行い、効率的で持続性のある栽培漁業の推進に努めた。

2 魚介類種苗生産事業及び受託生産事業

(1) 海産魚介類については公益財団法人広島県漁業振興基金と、アユは広島県内水面漁業協同組合連合会とそれぞれ水産種苗配布契約を締結し、種苗生産と配布を行った。また、広島県が重点魚種とする種苗については、県及び公益財団法人広島県漁業振興基金から委託を受けて種苗の増産・配布を行った。

魚種	生産計画		生産実績				
	大きさ	数量(千尾)	生産期間	大きさ	数量(千尾)	出荷時期	配布先
マダイ	12mm	1,280	R2.5.3~6.30	12mm	1,380	R2.6.16~6.30	広島県漁業振興基金
メバル	25mm	316.6	R3.1.4~4.2	25mm	316.6	R3.3.30~4.2	豊竹東水産振興協議会他
オニオコゼ	30mm	195.8	R2.5.10~10.15	30mm	254.0	R2.8.6~10.15	広島県漁業振興基金
		300.0			150.0		広島県・広島県漁業振興基金
	合計	495.8		合計	404.0		
ガザミ	10mm	572.3	R2.5.8~7.28	10mm	572.3	R2.6.15~7.28	広島県漁業振興基金
	(3歳)	1,500.0		(3歳)	1,500.0		広島県・広島県漁業振興基金
	合計	2,072.3		合計	2,072.3		
ヨシエビ	12mm	810.0	R2.6.25~8.28	12mm	810.0	R2.8.7~8.28	広島県漁業振興基金
	25mm	65.0		25mm	90.0		
アユ	0.5g	2,000	R2.9.24~ R3.2.17	0.5g	1,640	R3.1.13~ 2.17	広島県内水面漁業協同組合連合会
カサゴ	25mm	88.0	R3.1.4~4.9	25mm	144.0	R3.3.16~4.9	広島県漁業振興基金
		300.0			300.0		広島県・広島県漁業振興基金
	合計	388.0		合計	444.0		
キジハタ	50mm	37.3	R2.7.31~10.20	50mm	64.3	R2.9.29~10.20	1市4漁協他
		36.0			36.0		広島県・広島県漁業振興基金
	合計	73.3		合計	100.3		

(注1) 魚種別の出荷状況は別表のとおり。(注2) 生産実績数量は余剰分を含む。

- (2) キジハタ採卵技術開発等試験事業については、尾道市ほか関係団体からの委託と公益財団法人広島県漁業振興基金の助成を受け、技術の開発・確立のための試験生産を実施した。

生産計画		生産実績				
大きさ	数量(千尾)	生産期間	大きさ	数量(千尾)	出荷時期	配布先
50mm	37.3	R2. 7. 31～10. 20	50mm	37.3	9. 29～10. 20	魚種別出荷内訳表のとおり

3 三倍体マガキ種苗生産事業

三倍体マガキについては、広島県漁業協同組合連合会と種苗配布契約を締結し、県内のカキ養殖業者からの種苗配布要望により、コレクターについては1,456.2千枚、一粒カキは265.5千個を生産し、同連合会を通じて養殖業者に配布した。

生産計画		生産実績				
大きさ	数量	生産期間	大きさ	数量	出荷時期	配布先
コレクター 殻高3mm, 16個以上	1,270千枚	R2. 2. 19～ 11. 27	コレクター 殻高3mm, 16個以上	1,456.2千枚	R2. 4. 3～ 11. 27	広島県漁連
一粒 10mm	258千個	R2. 3. 8～ 10. 5	一粒 10mm	265.5千個	R2. 6. 3～ 10. 5	

4 種苗生産技術開発及び放流・栽培漁業啓発事業

有用魚介類の稚魚を安定的かつ効率的に生産するため、種苗生産技術の改良や新技術の導入、コストの削減などに取り組むとともに、他機関との技術交流及び情報交換等を実施した。また、栽培漁業の発展と定着を図るため、放流協力等による普及啓発を行った。

(1) 三倍体マガキ幼生の付着率向上の検討

三倍体マガキ種苗の採苗時の幼生使用効率を向上させるため、前処理の方式を流水処理から止水処理に変更して前処理の効果検証を行った。

従前の流水処理と比較して、止水処理では付着後の再回収幼生が多く、再付着に活用できたことから幼生の使用効率が向上した。

(2) LEDライトを利用したマガキ給餌用藻類の増殖促進効果の検討

親カキの給餌量を増加させるため、縦型LEDライトを光源とするキートセロス培養試験を行った。

200Lパンライトでの培養技術をもとに、500Lパンライトでの培養方法を検討した。

光の照射量、照射時間の異なる4区を設け、最適な培養条件を検討したところ、培養2日目から縦型LEDライトを2台にして照射量を増やし、照射時間を24時間にすることで500万細胞/mlの培養が安定して行えた。

今後は、さらなる細胞数の増加に向けた方法の検討を行う。

- (3) 小型FRP水槽を利用したオニオコゼの着底魚の生産効率向上の検討
- 小型FRP水槽（3.4kL, 3.7kL）において、オニオコゼ着底魚を小型ネット（60cm×60cm）で飼育することで、作業の効率化と飼育環境の改善を図り、生残率の向上を図った。
- 生産目標は達成したが、複数のネット内でへい死する事例が確認された。
- 引き続き安定生産に向けた生産方法等を検討する。
- (4) ガザミ大型種苗（C3）の安定生産に向けた中間育成技術の確立
- 中間育成における餌料系列を配合主体から冷凍コペポーダ主体へと変更し、飼育水温をコントロールすることで飼育期間の短縮を図った。
- 飼育水温を従来より0.5℃あげることにより飼育期間が1日短縮され、C3生残率が向上（R1；平均47.3%（30.6-85.4）、R2；平均58.5%（43.2-81.7））し、安定生産を行うことができた。
- (5) アユ新規系統（宮崎交配系, 宮崎宮崎系, 新湖産交配系）の放流効果の検証
- 令和元年度に当センターで種苗生産した冷水病菌に対して高い耐性があると考えられる宮崎交配系, 宮崎宮崎系, 新湖産交配系の放流後の漁獲特性を確認するため、広島県立水産海洋技術センターに委託して調査した。
- 友釣り、ほうろく網による再捕調査の結果、新湖産交配系は友釣りにおいて宮崎宮崎系および宮崎交配系と同等かそれ以上の漁獲割合を示した。
- (6) キジハタ受精卵の安定確保に向けた養成親魚からの採卵技術の確立
- 親魚養成及び親魚からの採卵技術の開発を行うため、親魚の養成から自然産卵に取り組むとともに、天然親魚からの人工授精による受精卵確保に取り組んだ。
- 自然採卵は、7月20日から9月4日の間に72万粒の受精卵を確保できたが、1日当たりの受精卵が少なく、収容には至らなかった。
- 人工授精による採卵は、産卵促進のためのホルモン注射を実施し、7月30日及び8月6日の2日で、167.4万粒の受精卵を確保した。
- (7) 水産教室への職員派遣による栽培漁業普及、一般の見学者や、学生の職場体験学習の受け入れ及びホームページでの情報提供
- 令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、施設の見学及び学生の職場体験学習の受け入れは中止した。
- なお、当会のホームページについては、随時更新し、情報提供を行った。

5 センター管理事業

広島県との広島県栽培漁業センター施設の管理に関する基本協定(平成 28 年 3 月 24 日締結)及び令和 2 年度広島県栽培漁業センターの管理に関する年度別協定(令和 2 年 3 月 30 日締結)により, 施設の維持修繕と機械設備の整備点検を行い, センター機能の維持管理に努めた。

6 理事会、総会、監査会及び登記に関する事項

(1) 理事会

項 目	議 案
第1回通常理事会 R2. 6. 8開催 水産会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決事項 第1号議案 令和2年度通常総会提出議案に関する件 第2号議案 令和2年度通常総会開催日程等に関する件
臨時理事会 R2. 10. 29 書面議決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 第1号 令和2年度前期種苗生産状況について 第2号 令和2年度前期収支状況について
第2回通常理事会 R3. 3. 26開催 水産会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決事項 第1号議案 令和3年度事業計画書及び収支予算書の決定に関する件 第2号議案 特定資産の一部取崩に関する件 第3号議案 令和3年度余剰種苗等頒布に関する件 第4号議案 育児・介護休業規程の一部変更に関する件

(2) 総会

項 目	事 項
通常総会 R2. 6. 30 書面議決	<ul style="list-style-type: none"> 1 会員数 111会員（正会員107会員 賛助会員4会員） 2 出席正会員数 107会員（表決書107会員） 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 第1号 令和2年度事業計画書・収支予算書の議決報告に関する件 4 議決事項 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 令和元年度事業報告書・貸借対照表・正味財産増減計算書及び公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件 第2号議案 令和2年度会費の額の決定とその徴収方法に関する件 第3号議案 令和2年度役員報酬に関する件 第4号議案 役員補欠選任に関する件（理事2名, 監事2名） 第5号議案 定款の一部改正に関する件

(3) 監査会

開催年月日	出席監事	監査事項
R2. 4. 22	岡田正弘	令和元年度事業報告書, 財務諸表, 公益目的実施計画実績報告書
R2. 4. 30	米田輝隆	

(4) 登記に関する事項

登記年月日	登記事項	登記内容
R2. 7. 10	役員変更登記	役員補欠選任に伴う理事の変更登記

7 事業報告書の附属明細書

令和2年度事業報告においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条に定める「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。